

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための各種制度の整備等の措置を講ずる政策

規制の区分：新設、改正 拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：資源エネルギー庁 長官官房総務課、省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課、資源・燃料部政策課、電力・ガス事業部政策課、電力基盤整備課

評価実施時期：令和4年2月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

#### <エネルギーの使用の合理化等に関する法律>

##### (1) 非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の作成に関する措置の新設

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、供給サイドにおける非化石エネルギーの普及・拡大に加えて、需要サイドにおいても、化石エネルギーの使用から非化石エネルギーの使用への転換を進める必要がある。この点、非化石エネルギーへの転換については、事業者の生産工程の中核的設備のリプレースや技術開発、水素・アンモニア等の調達のためのサプライチェーンの構築など、中長期的な視点で実施すべき対策が数多く存在する。

このため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正によって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者（約12,000者が該当。以下「一定規模以上のエネルギーを使用する事業者」という。）に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の作成等を求め、需要家の早期の対策を求めなければ、2050年カーボンニュートラルに向けた取組が進展しない可能性がある。

#### <鋳業法>

##### (1) 適用鋳物の範囲の見直し

レアアースは、2050年カーボンニュートラルに向けて普及が見込まれる電動車や風力発電設

備に必要となるモーターの材料として、今後世界中で需要が急拡大することが予想されており、我が国としても安定供給確保が課題となっている。近年、我が国の排他的経済水域においてレアアースの賦存が確認されているが、これまで国内ではレアアースの開発が想定されていなかったことから現行の鉱業法においてレアアースは鉱業権の設定等の対象外となっている。そのため、鉱業法の対象となる鉱物として法的に措置しなければ、採掘等が政府の許可なく行われ、国内資源を適切に維持、管理することができなくなることが想定される。

#### <電気事業法>

##### (1) 発電事業者による発電用の工作物の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更

電源の設備利用率の低下等により、事業採算性が悪化した発電所の休廃止が増加している中、発電所の休廃止について国が事前に把握・管理し、必要な供給力確保策を講じることができなければ、電気の安定供給に支障をきたすことが想定される。

##### (2) 大型の蓄電用の電気工作物の発電事業への位置づけ

再生可能エネルギーの導入が拡大する中、脱炭素化された供給力・調整力としての機能を有する大型の蓄電用の電気工作物の供給力を経済産業大臣が適切に把握できなければ、電気の安定供給に支障をきたすことが想定される。

##### (3) 一般送配電事業者等が蓄電用の電気工作物と電線路との接続の請求に応じる義務

発電用の電気工作物と同様に蓄電用の電気工作物についても系統への接続環境を整備しなければ、再生可能エネルギーの導入が拡大する中、脱炭素化された供給力・調整力としての機能を有する蓄電用の電気工作物を設置する者の事業活動に悪影響を与え、ひいては電気の安定供給に支障をきたすことが想定される。

##### (4) 一般送配電事業者等の申請書記載事項への蓄電用の電気工作物の追加

蓄電用の電気工作物の普及が予想される中、一般送配電事業者等が蓄電用の電気工作物を用いて安定供給上必要な義務を履行することが想定されるため、このような事業の用に供される蓄電用の電気工作物に係る情報を経済産業大臣が適切に把握できなければ、一般送配電事業者等の事業の運営の適切性を判断することができず、ひいては電気の安定供給に支障をきたすことが想定される。

##### (5) 蓄電用の電気工作物の特定自家用電気工作物への位置づけ

電気の需給逼迫時に、特定自家用電気工作物に相当する出力の蓄電用の電気工作物に対し、経済産業大臣が電気の供給の勧告を行えなければ、電気の安定供給に支障をきたすことが想定される。

##### (6) 蓄電用の事業用電気工作物に係る情報の広域機関への提供義務

全ての電気事業者を会員とする広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が蓄電用の事

業用電気工作物に係る情報を把握できず、当該蓄電用の事業用電気工作物を広域的な電力融通等の対象とすることができなければ、電気の安定供給に支障をきたすことが想定される。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

<エネルギーの使用の合理化等に関する法律>

(1) 非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の作成に関する措置の新設

現在、民間主導の低炭素社会実行計画やRE100など、需要家の脱炭素化に向けた取組は進みつつあるものの、産業界全体では、非化石エネルギーへの転換は道半ばにある。この現状を踏まえると、今後、非化石エネルギーへの転換を一層促進するためには、エネルギーの使用量の多い産業・業務・輸送部門において、抜本的な対策を講じる必要がある。

この点、補助金・税制等の非規制的措置により非化石エネルギーへの転換を促す手法も考えられるが、非化石エネルギーへの転換の確実な促進のためには、補助金・税制等を活用した短期的・断続的な設備投資ではなく、中長期的・継続的な取組が必要である。例えば、製造プロセスにおける非化石エネルギーへの転換に当たっては、生産工程の中核的設備のリプレースや、プロセス全体の組替えが必要となるケースがある。また、水素・アンモニアの活用に当たっては、そのための技術開発や、サプライチェーン構築等の取組が必要となる等、中長期的な視点に立ってはじめて実行される対策が多く存在する。

以上を踏まえ、需要サイドの非化石エネルギーへの転換を図るため、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、早期の対策を促すための規制的措置を講じることが必要である。

<鉱業法>

(1) 適用鉱物の範囲の見直し

これまで国内ではレアアースの開発が想定されていなかったことから現行の鉱業法においてレアアースは鉱業権の設定等の対象外となっており、政府の許可なく採掘等を行うことができることとなっている。他方、近年、我が国の排他的経済水域においてレアアースの賦存が確認されていることから、レアアースを鉱業法の対象となる鉱物に追加することで、法に規定する基準を満たし、合理的な開発を行うことができると判断される者に鉱業権を設定することにより、レアアースの開発等に関して国による適切な管理を行う必要がある。

<電気事業法>

(1) 発電事業者による発電用の工作物の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更

電源の設備利用率の低下等により、事業採算性が悪化した発電所の休廃止が増加している中、発電所の休廃止について国が事前に把握・管理し、必要な供給力確保策を講じる必要がある。

(2) 大型の蓄電用の電気工作物の発電事業への位置づけ

再生可能エネルギーの導入が拡大する中、脱炭素化された供給力・調整力としての機能を有する大型の蓄電用の電気工作物の供給力を経済産業大臣が適切に把握する必要がある。

(3) 一般送配電事業者等が蓄電用の電気工作物と電線路との接続の請求に応じる義務

脱炭素化された供給力・調整力としての機能を有する蓄電用の電気工作物の事業環境を適切に整備するため、発電用の電気工作物と同様に系統への接続環境を整備する必要がある。

(4) 一般送配電事業者等の申請書記載事項への蓄電用の電気工作物の追加

蓄電用の電気工作物の普及が予想される中、一般送配電事業者等が蓄電用の電気工作物を用いて安定供給上必要な義務を履行することが想定されるため、このような事業の用に供される蓄電用の電気工作物に係る情報を経済産業大臣が適切に把握し、一般送配電事業者等の事業の運営の適切性を判断する必要がある。

(5) 蓄電用の電気工作物の特定自家用電気工作物への位置づけ

(1) のとおり、電気の供給力が不足している中、特定自家用電気工作物と同等の出力を有する蓄電用の電気工作物の供給力を経済産業大臣が適切に把握する必要がある。

(6) 蓄電用の事業用電気工作物に係る情報の広域機関への提供義務

蓄電用の電気工作物の普及が予想される中、発電用の電気工作物と同様の役割を果たす蓄電用の電気工作物に関する情報を把握し、広域機関による広域的な電力融通等の対象とする必要がある。

【規制の内容】

<エネルギーの使用の合理化等に関する法律>

(1) 非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の作成に関する措置の新設

一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、非化石エネルギーへの転換（非化石エネルギーの使用割合の向上）の目標に関する計画の作成等を求める。

<鉱業法>

(1) 適用鉱物の範囲の見直し

レアアースを鉱業法の対象となる鉱物に追加し、経済産業大臣の許可がなければ、採掘等ができないこととする。

<電気事業法>

(1) 発電事業者による発電用の工作物の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制へ

## の変更

発電用の電気工作物の出力等の変更について、「事後届出制」から「事前届出制」へ改める。

### (2) 大型の蓄電用の電気工作物の発電事業への位置づけ

大型の蓄電用の電気工作物を運用する事業を「発電事業」に位置づけ、発電事業者としての電力需給上の規制（事業参入・退出の事前届出義務、発電事業の用に供する電気工作物の出力等の変更の事前届出義務、事業の運営が適切ではない場合の業務改善命令、需給逼迫時の経済産業大臣からの供給命令等）の対象とする。

### (3) 一般送配電事業者等が蓄電用の電気工作物と電線路との接続の請求に応じる義務

一般送配電事業者等は、蓄電用の電気工作物を維持・運用する事業者から、系統への接続を求められた場合には、正当な理由がなければ、接続を拒んではならないこととする。

### (4) 一般送配電事業者等の申請書記載事項への蓄電用の電気工作物の追加

一般送配電事業の許可を受けようとする者等が提出しなければならない申請書に記載する事項に、当該事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置の場所、周波数、出力及び容量を追加する。

### (5) 蓄電用の電気工作物の特定自家用電気工作物への位置づけ

蓄電用の自家用電気工作物を有する者について、一般送配電事業者又は配電事業者の送配電ネットワークに接続したときは、経済産業大臣による電気の供給の勧告の対象とすることができるよう、氏名、名称、住所等を記載した書類を添えて、経済産業大臣に届け出なければならないこととする。

### (6) 蓄電用の事業用電気工作物に係る情報の広域機関への提供義務

電気事業者が広域機関に提供しなければならない情報の対象に蓄電用の事業用電気工作物の放電に係る電気の量に係る情報、電気の周波数の値に関する情報等を追加する。

## 【規制以外の政策手段の内容】

### <エネルギーの使用の合理化等に関する法律>

#### (1) 非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画制度の創設

補助金・税制等の非規制的措置により非化石エネルギーへの転換を促す手法も考えられるが、非化石エネルギーへの転換の確実な実施のためには、補助金・税制等を活用した短期的・断続的な設備投資ではなく、生産プロセスの中核的設備のリプレイスや技術開発、サプライチェーン構築などの中長期的・継続的な取組が必要である。すなわち、補助金等による短期的な対策のみでは、非化石エネルギーへの転換の実効性を確保することはできず、政策効果が見込めない。

### <鉱業法>

#### (1) 適用鉱物の範囲の見直し

鉱物の開発には環境汚染や公害などを伴う可能性があるため、合理的開発に必要な技術的能力、経済的能力等を有する者のみに開発の権利を与える必要があり、業界の自主的取組や行政による広報等では開発を行うすべての者に十分な能力の担保を行うことが困難であるため、他の政策手段は適当ではない。

#### <電気事業法>

##### (1) 発電事業者による発電用の工作物の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更

政府がガイドラインを策定し、発電事業者の自主的な取組として事前届出を求めることが考えられるが、拘束力がないため実効性を担保できず、効果が見込めない。

##### (2) 大型の蓄電用の電気工作物の発電事業への位置づけ

発電事業に位置づけた上での届出を求めるのではなく、行為規制について政府がガイドラインを策定し、大型の蓄電用の電気工作物の出力、設備容量等につき自主的に報告することを求めること等が考えられるが、拘束力がないため、実効性を担保できず、効果が見込めない。

##### (3) 一般送配電事業者等が蓄電用の電気工作物と電線路との接続の請求に応じる義務

政府がガイドラインを策定し、一般送配電事業者等に対し、蓄電用の電気工作物を維持・運用する事業者から、系統への接続を求められた場合には、正当な理由がなければ、接続に応じることを求めることが考えられるが、拘束力がないため、実効性を担保できず、効果が見込めない。

##### (4) 一般送配電事業者等の申請書記載事項への蓄電用の電気工作物の追加

政府がガイドラインを策定し、一般送配電事業者等に対し、その事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置の場所、周波数、出力及び容量を届け出るよう求めることが考えられるが、拘束力がないため、実効性を担保できず、効果が見込めない。

##### (5) 蓄電用の電気工作物の特定自家用電気工作物への位置づけ

政府がガイドラインを策定し、特定自家用電気工作物に相当する出力の蓄電用の電気工作物を有する者に対し、その氏名、名称、住所等を届け出るよう求めることが考えられるが、拘束力がないため、実効性を担保できず、効果が見込めない。

##### (6) 蓄電用の事業用電気工作物に係る情報の広域機関への提供義務

政府又は広域機関がガイドラインを策定し、電気事業者に対し、蓄電用の事業用電気工作物に係る情報を提供するよう求めることが考えられるが、拘束力がないため、実効性を担保できず、効果が見込めない。

#### 【デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト】

検討の必要な事項なし。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

##### <エネルギーの使用の合理化等に関する法律>

##### (1) 非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の作成に関する措置の新設

本規制の対象となる事業者においては、非化石エネルギーの調達に係るエネルギーコストの増加や、中長期的な計画の作成に係る事務負担が想定されるが、当該コストについては、非化石エネルギーの価格は事業者が調達するエネルギー種等によって異なること、また、中長期的な計画の作成に係る事務負担は事業者の規模等によって異なることから、定量的に推計することは困難である。

なお、本法は、事業者に対し技術的かつ経済的に可能な範囲内において非化石エネルギーへの転換の取組を求めるものであり、また、国が示す事業者の判断基準に規定する「非化石エネルギーへの転換の目標」については、業種ごとの実態を踏まえたものとする方向であるため、事業者に過度な経済的負担を強いるものではない。

また、中長期的な計画の報告様式についても、可能な限り簡素なものとするなど事業者の事務負担の軽減に努めるものとしている。

##### <鉱業法>

##### (1) 適用鉱物の範囲の見直し

鉱業権等の申請の書類作成等の費用が想定されるが、現行制度において既に鉱業法の対象となっている鉱物については許可制が採用されているところ、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではないが、鉱物により申請件数が大きく異なるところ、申請案件により処理時間が大きく異なることから定量的な推計は困難である。

##### <電気事業法>

##### (1) 発電事業者による発電用の工作物の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更

事後届出が事前届出となることにより、事前の対応が新たに求められるものの、届出自体は現行制度においても必要であることから追加的な負担が過度に生ずるものではない。

##### (2) 大型の蓄電用の電気工作物の発電事業への位置づけ

届出の書類作成等の費用が想定されるが、現行制度において発電事業を営もうとする者については同様に届出制が採用されているところ、現行制度と比較して過度な負担を強いるものではない。また、今回の改正で発電事業の用に供する電気工作物となる蓄電池を有する事業者は現時点では存在しないことから、年間届出見込件数の定量的推計は困難である。

(3) 一般送配電事業者等が蓄電用の電気工作物と電線路との接続の請求に応じる義務

対象となる事業者数について、一般送配電事業者は10者、送電事業者は3者であり、それらの事業者は現行制度においても発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、又は運用しようとする者から電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、正当な理由がなければ、接続を拒んではならないこととされている。新たに蓄電用の電気工作物についても同様に正当な理由がなければ接続を拒んではならないこととしたとしても、現行制度と比較して過度な負担を強いるものではない。なお、接続に係る平均的コスト等は個社情報であるため、定量化は困難である。また、自らが有する蓄電用の電気工作物を一般送配電事業者等が有する電線路へ接続することを求める事業者は今後出現することが想定されていることから、年間接続見込件数の定量的推計は困難である。

(4) 一般送配電事業者等の申請書記載事項への蓄電用の電気工作物の追加

申請の書類作成等の費用が想定されるが、基本的には、現行制度において一般送配電事業等の用に供する発電用の電気工作物については届出制が採用されているところ、現行制度と比較して過度な負担を強いるものではなく、定量的推計は困難である。

(5) 蓄電用の電気工作物の特定自家用電気工作物への位置づけ

申請の書類作成等の費用が想定されるが、基本的には、現行制度において発電用の特定自家用電気工作物については届出制が採用されているところ、現行制度と比較して過度な負担を強いるものではなく、定量的推計は困難である。

(6) 蓄電用の事業用電気工作物に係る広域機関への情報の提供義務

対象となる事業者数について、電気事業者数は1,741者であり、それらの事業者は現行制度において電気事業者が有する発電用の事業用電気工作物について広域機関への情報提供義務が課せられている。新たに蓄電用の事業用電気工作物の放電に係る電気の量に係る情報、電気の周波数の値に関する情報等について、広域機関に提供を求めたとしても、現行制度と比較して過度な負担を強いるものではなく、定量的推計は困難である。

【行政費用】

<エネルギーの使用の合理化等に関する法律>

(1) 非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の作成に関する措置の新設

非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の受理・確認業務等に関する費用が想定されるが、その費用については、今後定める様式や報告システムの設計等によるものであるため、定量的な推計は困難である。



< 鋳業法 >

(1) 適用鋳物の範囲の見直し

鋳業権等の申請の書類の受理・審査業務等の費用が想定されるが、現行制度において既に鋳業法の対象となっている鋳物についても同様の業務を行っているところ、現行制度と比較して過大に負担が生じるものではないが、鋳物により申請件数が大きく異なるところ、申請案件により処理時間が大きく異なることから定量的な推計は困難である。

< 電気事業法 >

(1) 発電事業者による発電用の工作物の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更

新たな行政費用は発生しない。

(2) 大型の蓄電用の電気工作物の発電事業への位置づけ

発電事業の届出の書類の受理業務等の費用の発生が想定される。蓄電用の電気工作物にかかる届出が行われる件数は現時点では必ずしも明らかではないことから、定量的な推計は困難である。

(3) 一般送配電事業者等が蓄電用の電気工作物と電線路との接続の請求に応じる義務

新たな行政費用は発生しない。

(4) 一般送配電事業者等の申請書記載事項への蓄電用の電気工作物の追加

届出の書類の受理・審査業務等の費用の発生が想定される。蓄電用の電気工作物にかかる届出が行われる件数は現時点では必ずしも明らかではないことから、定量的な推計は困難である。

(5) 蓄電用の電気工作物の特定自家用電気工作物への位置づけ

届出の書類の受理業務等の費用の発生が想定される。蓄電用の自家用電気工作物にかかる届出が行われる件数は現時点では必ずしも明らかではないことから、定量的な推計は困難である。

(6) 蓄電用の事業用電気工作物に係る広域機関への情報の提供義務

届出情報の処理業務等の費用の発生が想定されるが、定量的な推計は困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載す

ることが求められる。

規制緩和ではないため、該当せず。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

<エネルギーの使用の合理化等に関する法律>

(1) 非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の作成に関する措置の新設

本措置によって、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者は、自らの非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画を作成することが求められ、その達成のための具体的取組を進めることとなる。個々の事業者における非化石エネルギーの利用に向けた取組が進展することで、需給一体で非化石エネルギーが普及・拡大し、2050年カーボンニュートラルの実現につながると考えられる。なお、現時点におけるエネルギー多消費4業種の非化石エネルギー使用比率の推計値は以下のとおりであるが、今後どの程度非化石エネルギー使用比率が増加するかについては、内外のエネルギーを取り巻く経済的・社会的環境によって変動するものであることから、定量的に推計することは困難である。

<参考：各業種の非化石エネルギー利用状況の実態>

	2017年	2018年	2019年
鉄鋼業	8.82%	9.03%	9.35%
化学工業	15.89%	16.77%	16.89%
セメント・ガラス製造業	10.71%	14.73%	15.22%
製紙業	47.42%	48.31%	48.67%

出典：第36回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会（一部加工）

<鋳業法>

(1) 適用鋳物の範囲の見直し

風力発電機器や電動車等の普及に伴いレアアースの需要が増加していく中、レアアースを鋳業

法の対象となる鉱物に追加することにより、これまで規制することができなかった外国企業等による無断の採掘等が法規制の対象となり、レアアースの合理的開発を促すことが可能となる。また、国内における合理的開発が進むことにより、対外依存度の高いレアアースの安定供給確保につながる。

#### <電気事業法>

##### (1) 発電事業者による発電用の工作物の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更

発電所の休廃止について国が事前に把握・管理することで、2020年度冬期のような需給逼迫に際して、追加供給力公募等の必要な供給力確保策を講じるための十分な時間を確保することにより、電気の安定供給を確保する。

##### (2) 大型の蓄電用の電気工作物の発電事業への位置づけ

脱炭素化された供給力・調整力としての機能を有する大型の蓄電用の電気工作物の供給力を適切に把握・管理し、それらに対して電力需給上の規制を課すことにより、電気の安定供給を確保する。

##### (3) 一般送配電事業者等が蓄電用の電気工作物と電線路との接続の請求に応じる義務

脱炭素化された供給力・調整力としての機能を有する蓄電用の電気工作物の系統への接続環境を整備することで、2050年カーボンニュートラルと電気の安定供給の確保の実現を図る。

##### (4) 一般送配電事業者等の申請書記載事項への蓄電用の電気工作物の追加

一般送配電事業者等がその事業の用に供する蓄電用の電気工作物の基礎情報について適切に把握し必要な監督を行うことで、一般送配電事業者等が有する蓄電用の電気区作物の供給能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであるか等を確認し、電力量調整供給等、当該一般送配電事業者等に課せられている義務の履行が確実に行われるか確認することで、電気の安定供給を確保する。

##### (5) 蓄電用の電気工作物の特定自家用電気工作物への位置づけ

需給逼迫が改善されないと認められる場合に、普及拡大が想定される蓄電用の特定自家用電気工作物（1台あたり出力1000kW以上）に対しても、電気供給の勧告を行い、電気の安定供給を確保する。

##### (6) 蓄電用の事業用電気工作物に係る広域機関への情報の提供義務

広域機関が蓄電用の事業用電気工作物に係る情報を把握し、当該蓄電用の事業用電気工作物を広域的な電力融通等の対象とすることにより、電気の安定供給を確保する。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益については、例えば、停電による社会コストを低減させることができる点が挙げられるが、停電による影響は、その規模・期間の差により個別に異なることから、あらかじめ見積もる性質のものではないため、定量的な算出は困難である。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではないため、該当せず。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特になし。

## 5 費用と効果（便益）の関係

#### ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上述の規制を講じた場合、一定量以上エネルギーを使用する事業者や発電事業者等に、一定の遵守費用又は行政費用が発生するものの、これらの規制が創設されれば、2050年カーボンニュートラルや2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に寄与するとともに、エネルギーの安定供給等の達成を通して我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することとなる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を指し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

### <エネルギーの使用の合理化等に関する法律>

#### （1）非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の作成に関する措置の新設

本措置では、主務大臣は、事業者の非化石エネルギーへの転換の状況が著しく不十分であると認められる場合には、当該事業者に対して必要な措置をとるべき旨の勧告等ができることとし、措置の実効性を確保している。当該措置の代替案（規制内容のオプション）としては、現行法のエネルギーの使用の合理化に関する措置と同様、非化石エネルギーへの転換の状況が著しく不十分な場合には、命令や罰則を講じること等も考えられる。他方、非化石エネルギーについては、供給・技術・コスト面での制約があることを踏まえると、過度な規制的措置は事業者の経済的な負担となり、産業競争力の低下につながる恐れがあるため、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

### <鉱業法>

#### （1）適用鉱物の範囲の見直し

代替案として、レアアース17元素のうち合理的開発が真に重要なものに絞ることが考えられるが、鉱業法は元素ではなく鉱石を対象としていること、自然界では元素単体の鉱床は存在せず一体として産出されることから、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

## <電気事業法>

### (1) 発電事業者による発電用の工作物の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更

代替案として、発電事業者による発電用の工作物の出力等の変更につき、許可制へ変更することが考えられるが、自由競争を通じて効率的な電気の供給を図るべく、発電事業の開始を届出制としていることから、過剰な規制であり、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

### (2) 大型の蓄電用の電気工作物の発電事業への位置づけ

代替案として、大型の蓄電用の電気工作物の設置を許可制とすることが考えられるが、(1)記載の通り、発電用の電気工作物の設置は届出制としていることから、過剰な規制であり、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

### (3) 一般送配電事業者等が蓄電用の電気工作物と電線路との接続の請求に応じる義務

代替案として、一般送配電事業者等は、蓄電用の電気工作物を維持・運用する事業者から、系統への接続を求められた場合には、必ず接続を拒んではならないこととすることが考えられるが、当該接続を行うことにより、一般送配電事業者等が維持・運用する電線路の機能に障害を与える場合にも接続義務を課すこととなるため、当該事業者の供給区域全体における電気の安定供給に著しい支障を来す恐れがあることから、不相当であり、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

### (4) 一般送配電事業者等の申請書記載事項への蓄電用の電気工作物の追加

代替案として、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者が蓄電用の電気工作物をその事業の用に供する場合の許可制を導入することが考えられるが、現行法下においてその事業の用に供する電気工作物について許可制としていないこととの均衡を失うことから不相当であり、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

### (5) 蓄電用の電気工作物の特定自家用電気工作物への位置づけ

代替案として全ての蓄電用の自家用電気工作物を対象とすることが考えられるが、系統に電氣的に接続していない蓄電用の電気工作物に対し、電気供給の勧告を行うことは想定されないことから、不相当であり、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

### (6) 蓄電用の事業用電気工作物に係る情報の広域機関への提供義務

代替案として、蓄電用の一般用電気工作物についても広域機関への情報提供を義務づけることが考えられるが、広域的な電力融通等の対象は電気事業者に限られるため、一般用電気工作物につき情報提供を求めるのは不相当であり、過剰な規制であり、「規制の内容」に記載する規制案が妥当である。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

<エネルギーの使用の合理化等に関する法律、鉱業法、電気事業法>

○総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

令和元年以降、計 17 回の開催を経て、令和 3 年 10 月 22 日に上記方針を示した第 6 次エネルギー基本計画を閣議決定。

<エネルギーの使用の合理化等に関する法律>

○総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会

令和 3 年 2 月～6 月にかけて、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会において合計 6 回にわたって、2050 年カーボンニュートラルに向けた需要サイドの対策の方向性について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正を視野に議論をした。また、約 210 の業界団体に向けて、制度の見直しに関する説明を行った。

<鉱業法>

○総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 鉱業小委員会

令和 3 年 3 月の委員会にて、レアアース泥を含めた国産海洋鉱物資源開発に向けた取組を一層推進していく方針を確定させた。また、令和 3 年 12 月の委員会にて、国産海洋鉱物資源の開発の推進に向けて、必要な制度整備として鉱業法の適用鉱物へレアアースを追加する方針を確定させた。

<電気事業法>

○総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会

令和 3 年秋以降、計 4 回の開催を経て、令和 3 年 12 月の委員会にて中間とりまとめを示し、電気事業法改正の方向性を確定させた。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、施行後 5 年以内に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

#### <エネルギーの使用の合理化等に関する法律>

##### （１）非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画制度の創設

非化石エネルギーへの転換の措置の状況は、毎年の定期報告によって確認する。その中で、例えば、非化石エネルギーの使用割合が数年連続で低下し、かつ、具体的な取組の実施がない場合等は、勧告等の措置をとることとしている。なお、足下の非化石エネルギーの使用状況について各社で差があることなどから、定量的に一律の指標を設けることは困難であるが、特定事業者等の非化石エネルギーの使用割合等の指標を用いて事後評価を実施することも検討する。

#### <鉱業法>

##### （１）適用鉱物の範囲の見直し

レアアースに関する鉱業権の設定及び探査許可の件数に加え、それらに基づく鉱業及び探査の実態、無許可で行われた採掘、探査の実態等を確認することにより、国内におけるレアアース開発への影響を確認する。

#### <電気事業法>

##### （１）発電事業者による発電用の工作物の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更

電気事業者等からのヒアリング等を通じて、電気の需給状況等を把握し、電気事業の運営にどのような影響が生じたか確認する。

##### （２）大型の蓄電用の電気工作物の発電事業への位置づけ

電気事業者等からのヒアリング等を通じて、「蓄電用の電気工作物に係る年間届出件数」等を調査し、新たに発電事業に係る規制を課したことにより、どのようなビジネスが生まれ、そのビジネスに伴い、どのような問題が発生したかを把握する。

##### （３）一般送配電事業者等が蓄電用の電気工作物と電線路との接続に応じる義務



電気事業者等からのヒアリング等を通じて、蓄電用の電気工作物の系統への接続に係る状況を確認する。

(4) 一般送配電事業者等の申請書記載事項への蓄電用の電気工作物の追加

電気事業者等からのヒアリング等を通じて、蓄電用の電気工作物を用いた事業の運営の状況を把握する。

(5) 蓄電用の電気工作物の特定自家用電気工作物への位置づけ

特定自家用電気工作物設置者等へのヒアリング等を通じて、蓄電用の特定自家用電気工作物を用いた事業運営の状況を把握する。

(6) 蓄電用の事業用電気工作物に係る情報の広域機関への提供義務

広域機関及び電気事業者等からのヒアリング等を通じて、蓄電用の事業用電気工作物の情報の利活用の状況を把握する。